

林業・木材産業信用保証について



林業・木材産業信用保証

平成30年3月9日
(独)農林漁業信用基金

(独)農林漁業信用基金と信用保証

(独)農林漁業信用基金は、

- 昭和38年に**法律により設置された公的機関**で、国や都道府県の出資を受けて中小林業者に
対する融資を支援する機関です
- 林業(造林・素材生産)・木材加工業・種苗生産業等の方々が必要な事業資金に対する銀行等
からの融資を円滑にするためのお手伝いをします

基金の信用保証は、

- 銀行等から融資を受けた方が、もしも返済できなくなった時に、その**返済を基金が肩代わりする**
制度です
- 銀行等から見れば、融資を行う際の**貸し倒れリスクが減少**するので、貸付利率を引き下げること
が可能になるなど、特に銀行等との取引実績の少ない方が融資を受ける場合の手続きをスムー
ズにします
- 木材産業等高度化推進資金や林業・木材産業改善資金などの**政策性の高い資金を優遇**します

信用保証の効果とは？

貸付額に見合った担保(土地や建物等)
を所有する企業、
これまで継続的な融資実績のある企業等

金融機関側から見れば、融資をしたい先

融資を受ける側から見れば、
「銀行が低い金利で貸してくれるから
信用保証は必要ない」

担保が少ない企業、事業規模拡大
(新型の高性能林業機械の導入等)
のための融資を受けたい企業等

金融機関側から見れば、リスクが大きいため、
融資に慎重となり、貸出金利を高くしたいと思う先

信用保証を使えば、
金融機関も融資しやすい

融資を受ける側から見れば、
「銀行から融資してもらえた」、
「思ったより金利が安くなった」

【参考1】 融資における貸出金利と保証料の事例

素材生産業者の事例(年間 約1万m³の素材生産量)

銀行プロパー融資 : 貸出金利 : 3.50 %

基金の保証付融資(ログプロダクツ3000を利用)

【昨年の場合】
・貸出金利 : 1.50 % 計 : 2.33 %
・保証料 : 0.83

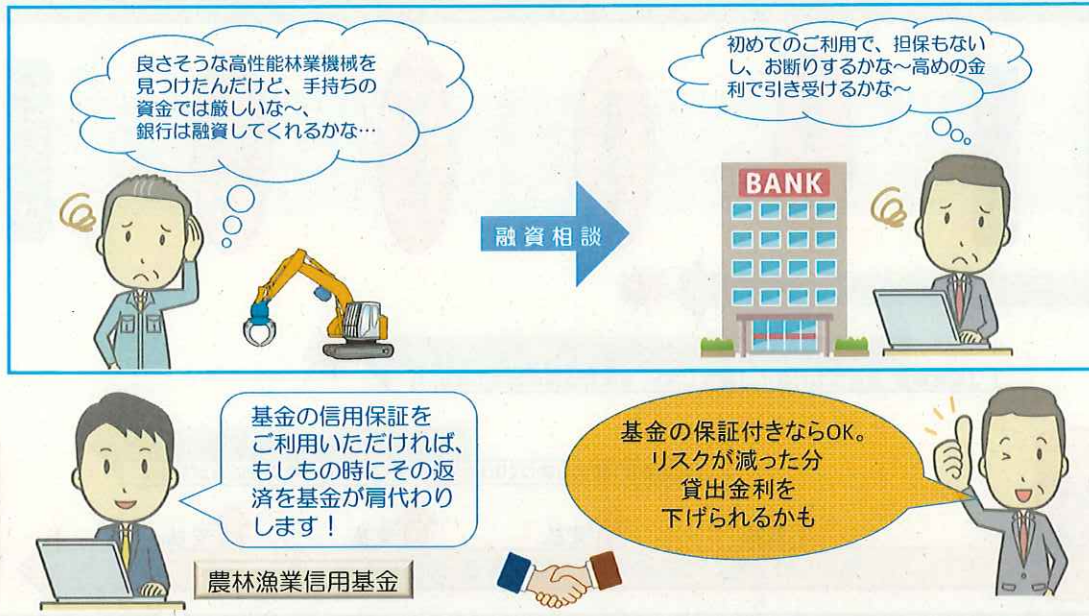
【今年の場合】
1.50% 計 : 2.18 %
0.68

今年は業績も向上して保証料も減

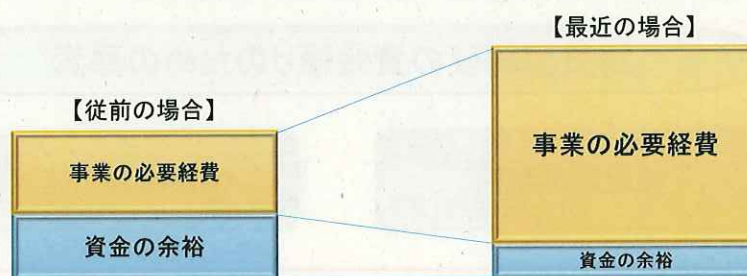
基金の信用保証の利用者側から、金融機関に対して、

- ・ 「基金の信用保証を使えば、銀行の貸出リスクも減るのだからその分金利を下げて良いんじゃないですか」、
- ・ 他の金融機関の貸出金利を示しつつ「保証料込みの出来上がり金利がこれくらいになれば貴行を使うんだけど」といった交渉も出来るはず

【参考2】 例えば、明日こんなことが・・・



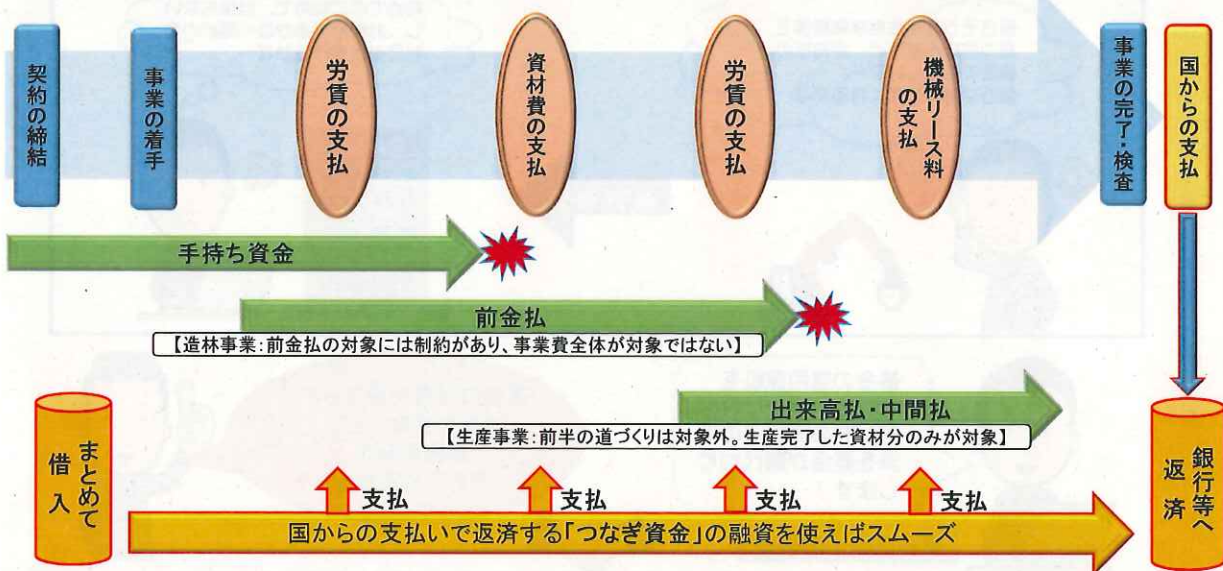
造林・利用間伐事業の経費が増加していませんか



【経費増の背景】

- ・ 生産と造林の一括発注
- ・ 事業規模の拡大
- ・ シカ対策等新たな工種の追加
- ・ 高性能林業機械の導入
- ・ 災害等で事業地には入れない期間の発生 など

造林・生産事業の請負契約後の資金繰りでお困りではないですか



【参考3】「つなぎ資金」の融資のご相談は

請負契約後の資金繰りのための融資

短期間の利用

償還財源の確実性

+

当基金の信用保証

お付き合いの少ない金融機関であっても理解を得やすいはず

基金の信用保証のご利用に当たっては

	区 分	概 要
ご利用できる方	法人の場合	資本金1千万円以下又は従業員300人以下
	個人の場合	従業員300人以下
保証の種類	普通保証	融資の都度に保証手続きを行うもの
	根保証	予め定めた限度額と期間の範囲内で繰り返して保証を利用できるもの。期間内に利用しなかった分の保証料は後日払い戻し
資金の種類	一般資金	どなたでも利用できますが、基本的に80%保証
	制度資金	「木材産業等高度化推進資金」や「林業・木材産業改善資金」の借入に対しては、100%保証で、保証料も最も安くなるが、予め都道府県の計画認定が必要
	臨時資金 (期間限定)	木材の安定供給や素材生産の拡大のための資金。80%保証ですが、無担保で、既往の債務とは別枠、保証料や保証期間もお得(別紙:「ウッド・サポート5000」「ログ・プロダクツ3000」を参照)

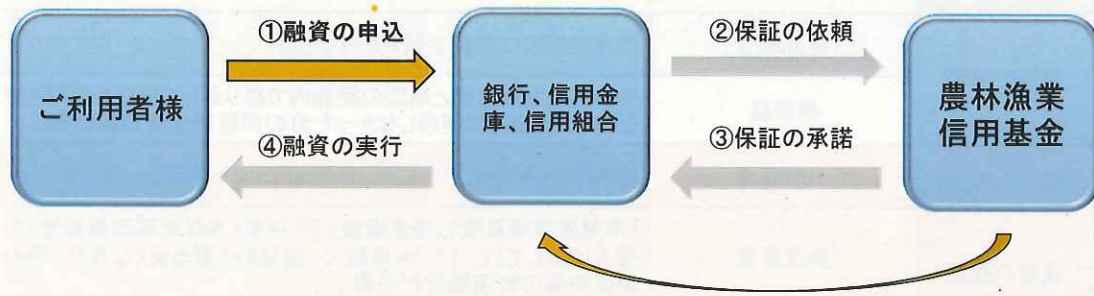
林業・木材産業信用保証の概要

	一般資金		制度資金			臨時資金
	一般資金	間伐材資金、高品質木材生産資金等	林業・木材産業改善資金	木材産業等高度化推進資金	合理化資金	素材生産推進保証 ~ログ・プロダクツ3000~
資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 造林・育林 ○ 素材生産 ○ 木材・木製品製造 ○ 薪炭生産 ○ 林業種苗生産 ○ きのこと生産 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 素材生産 ○ 木材・木製品製造 ○ 薪炭生産 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 造林・育林 ○ 素材生産 ○ 木材・木製品製造 ○ 薪炭生産 ○ 林業種苗生産 ○ きのこと生産 ○ 木材卸売等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 素材生産 ○ 木材・木製品製造 ○ 木材卸売等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 素材生産 ○ 木材・木製品製造 ○ 木材卸売等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 素材生産
保証期間 (最長期間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転資金: 3年(特認7年) ○ 設備資金: 15年 		<ul style="list-style-type: none"> 設備資金のみ ○ 最高: 10年(特認12、15年) 	<ul style="list-style-type: none"> 運転資金のみ 5年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転資金 5年以内 * 設備資金 10年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 運転資金のみ 5年: 特認7年
保証割合	80%	100%	100%			80%
保証料率	0.2~1.8		0.10~0.90	0.10~0.90 (一部: 0.15~1.35)	0.15~1.35	0.15~1.35

(注) 合理化資金の設備資金は平成30年度から受付開始の予定です

当基金のご利用・手続きはワンストップ

【自分でやるのはここだけ。②～④は銀行等にお任せ】



もしもの時には、その返済を当基金が肩代わり

利用種別	保証料	手数料	返済方法	返済期間	返済回数	返済額
新規融資	融資額の1%	融資額の0.5%	元金均等返済	1～5年	12～60回	元金均等返済
繰上返済	なし	なし	元金均等返済	1～5年	12～60回	元金均等返済
繰上返済	なし	なし	元金均等返済	1～5年	12～60回	元金均等返済
繰上返済	なし	なし	元金均等返済	1～5年	12～60回	元金均等返済
繰上返済	なし	なし	元金均等返済	1～5年	12～60回	元金均等返済

林業・木材産業の 発展のために (平成29年4月)

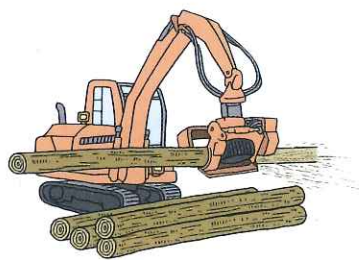
お役に立ちます 林業・木材産業信用保証

林業・木材産業専門の信用保証です！
金融機関からの借入を円滑に！これまで実績のない方にも安心！
事業規模拡大や生産性向上のための設備投資や運転資金の安定化に！

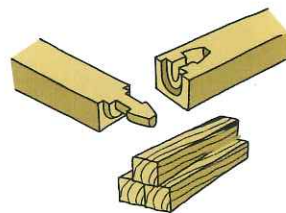
保証の対象
となる資金



造林・育林



素材生産



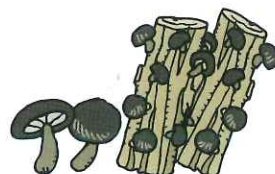
木材・木製品製造



薪炭生産



林業種苗生産



きのこ生産



木材卸売業

※各都道府県の合理化計画の
認定が必要となります。

独立行政法人 農林漁業信用基金 (林業部門)

<http://www.jaffic.go.jp>

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 (コープビル)

TEL 03-3294-5581 (林業部門代表)

03-3294-5585~6 (保証課直通)

FAX 03-3294-5595



林業・木材産業信用保証

このようなケースでご活用いただけます！！

ケース① 事業規模を拡大するために まとまった立木を購入

森林組合で経験を積んで、最近独立して素材生産事業を開始したAさん

中古の林業機械を自己資金で購入した結果、手持ちの資金が不足気味に

そんなとき…

20haの立木購入のチャンスがあるが、即金での支払が条件のため、資金確保が課題に

これまで金融機関からの借入実績なく、これといった不動産もないため、借入れが不安

林業信用保証を利用して、地元の信用組合から1,200万円を借り入れて、立木を購入

保証期間は3年として、素材販売代金により計画的に返済

ケース② 制度資金(運転)を利用して 資金繰りを改善

国産材ラミナを原材料として集成材事業を営むB木材さん

・増加する受注に対応するため、追加設備を行った結果、借入金が増加し元金の返済と利息の支払いで資金繰りが厳しい…

・事業量増加に伴う原材料仕入れの運転資金が必要だが、金利を抑えて借入れをしたい

そこで！

余裕ある資金繰りのため、低金利(年1.5%)の木材産業等高度化推進資金の借入を含む合理化計画を作成して知事認定を取得(計画期間5年、認定額毎年度3,000万円)

林業信用保証を利用して地元の銀行から推進資金3,000万円(借入期間1年)を借り入れて、原材料仕入資金を調達

合理化計画に基づいて、1年毎に推進資金を継続して利用(書替え継続)することにより資金繰りが安定し事業も順調に

林業・木材産業の都道府県におけるご相談先

都道府県

都道府県	課(室)名	係(班)名	電話番号
北海道	林業木材課	流通加工グループ	011-231-4111
青森県	団体経営改善課	林業団体指導管理グループ	017-734-9478
岩手県	団体指導課	金融共済担当	019-629-5699
宮城県	農林水産経営支援課	金融班	022-211-2756
秋田県	農業経済課	金融班	018-860-1766
山形県	林業振興課	林政企画担当	023-630-3217
福島県	林業振興課	林業団体担当	024-521-7426
茨城県	林政課	指導グループ	029-301-4026
栃木県	林業木材産業課	木材産業担当	028-623-3277
群馬県	林業振興課	林業団体係	027-226-3237
埼玉県	森づくり課	木材利用推進担当	048-830-4318
千葉県	団体指導課	経営支援室	043-223-3075
東京都	調整課	制度金融係	03-5320-4817
神奈川県	森林再生課	林業振興グループ	045-210-4342
新潟県	林政課	経営指導係	025-285-5511
富山県	森林政策課	木材利用推進係	076-444-3388
石川県	森林管理課	森林資源活用グループ	076-225-1643
福井県	県産材活用課	林業戦略人材育成グループ	0776-21-1111
山梨県	林業振興課	普及指導担当	055-223-1650
長野県	信州の木活用課	県産材利用推進室	026-235-7266
岐阜県	県産材流通課	資源活用係	058-272-1111
静岡県	林業振興課		054-221-2667
愛知県	林務課	木材生産流通グループ	052-954-6445
三重県	森林・林業経営課	林産経営班	059-224-2563
滋賀県	森林政策課	団体指導係	077-528-3918
京都府	林務課	林業振興・府有林担当	075-414-5006
大阪府	森づくり課	森林支援グループ	06-6210-9556
兵庫県	林務課	木材利用班	078-362-9224
奈良県	奈良の木ブランド課	木材流通拡大係	0742-27-7470
和歌山県	林業振興課	調整班	073-441-2960
鳥取県	林政企画課		0857-26-7300
島根県	林業課	森林組合・林業育成グループ	0852-22-5104
岡山県	林政課	林業木材班	086-226-7452
広島県	林業課	県産材販売戦略担当	082-513-3688
山口県	ぶちうまやまぐち推進課	市場・金融班	083-933-3360
徳島県	林業戦略課	新次元プロジェクト推進室	088-621-2448
香川県	みどり整備課	森林整備グループ	087-832-3458
愛媛県	林業政策課	森林組合係	089-912-2527
高知県	木材産業振興課	木材加工促進係	088-821-4591
福岡県	団体指導課	金融係	092-643-3480
佐賀県	生産者支援課	農林水産金融担当係	0952-25-7112
長崎県	林政課	普及指導班	095-895-2990
熊本県	団体支援課		096-333-2371
大分県	団体指導・金融課	金融班	097-506-3613
宮崎県	山村・木材振興課	みやざきスギ活用推進室	0985-26-7156
鹿児島県	環境林務課	森林組合係	099-286-3334
沖縄県	森林管理課	資源活用普及班	098-866-2295

相談員

都道府県	連絡先	電話番号
北海道	旭川地方木材協会内	0166-46-0661
北海道	東北北海道木材協会内	0155-23-4206
北海道	北海道森林組合連合会内	011-621-4293
北海道	北海道木材産業協同組合連合会内	011-251-0683
青森県	青森県木材協同組合内	017-739-8761
岩手県	岩手県木材産業協同組合内	019-624-2141
宮城県	宮城県木材協同組合内	022-233-2883
秋田県	秋田県木材産業協同組合連合会内	018-837-8091
山形県	山形県木材産業協同組合内	023-666-4800
福島県	福島県木材協同組合連合会内	024-523-3307
茨城県	茨城県木材協同組合連合会内	029-227-3356
栃木県	栃木県木材業協同組合連合会内	028-652-3687
群馬県	(一社)群馬県木材組合連合会内	027-266-8220
埼玉県	(一社)埼玉県木材協会内	048-822-2568
千葉県	(一社)千葉県木材振興協会内	0475-53-2611
東京都	(一社)東京都木材団体連合会内	03-5569-2211
神奈川県	神奈川県木材業協同組合連合会内	045-261-3731
新潟県	新潟県木材組合連合会内	025-245-0733
富山県	富山県木材組合連合会内	076-432-5057
石川県	石川県森林組合連合会内	076-237-0121
福井県	福井県木材協同組合連合会内	0776-35-5663
山梨県	山梨県森林組合連合会内	055-273-0511
長野県	長野県木材協同組合連合会内	026-226-1471
岐阜県	岐阜県木材協同組合連合会内	058-271-9941
静岡県	静岡県木材協同組合連合会内	054-252-3168
愛知県	(一社)愛知県木材組合連合会内	052-331-9386
三重県	三重県木材協同組合連合会内	059-228-4715
滋賀県	滋賀県木材協会内	077-524-3827
京都府	(一社)京都府木材組合連合会内	075-802-2991
大阪府	(一社)大阪府木材連合会内	06-6538-7524
兵庫県	兵庫県木材業協同組合連合会内	078-371-0607
奈良県	奈良県木材協同組合連合会内	0744-22-6281
和歌山県	和歌山県木材協同組合連合会内	073-446-0592
鳥取県	鳥取県木材協同組合連合会内	0857-30-5490
島根県	島根県木材協同組合連合会内	0852-21-3852
岡山県	(一社)岡山県木材組合連合会内	086-231-6677
広島県	(一社)広島県木材組合連合会内	082-253-1433
山口県	(一社)山口県木材協会内	083-922-0157
徳島県	徳島県木材協同組合連合会内	088-662-2521
香川県	(一社)香川県木材協会内	087-881-9343
愛媛県	愛媛県森林組合連合会内	089-963-4300
高知県	高知県森林組合連合会内	088-855-7050
高知県	(一社)高知県木材協会内	088-883-6721
福岡県	(一社)福岡県木材組合連合会内	092-714-2061
佐賀県	(一社)佐賀県木材協会内	0952-23-6181
長崎県	(一社)長崎県木材組合連合会内	0957-27-1760
熊本県	熊本県木材事業協同組合連合会内	096-382-8164
大分県	大分県木材協同組合連合会内	097-532-7151
宮崎県	宮崎県木材協同組合連合会内	0985-24-3400
宮崎県	宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会内	0985-31-6338
鹿児島県	鹿児島県木材協同組合連合会内	099-267-5681
沖縄県	(一社)沖縄県木材協会内	098-868-3656

高性能林業機械

の導入をお考えの皆様へ

林業・木材産業信用保証



林野庁HPより

お役に立ちます！林業・木材産業信用保証

独立行政法人 **農林漁業信用基金**

(林業部門)

〒101-8506 東京都千代田区内神田一丁目1番12号 (コープビル)

電話 03-3294-5581 (林業部門代表)

03-3294-5585・5586 (保証課直通)

FAX 03-3294-5595

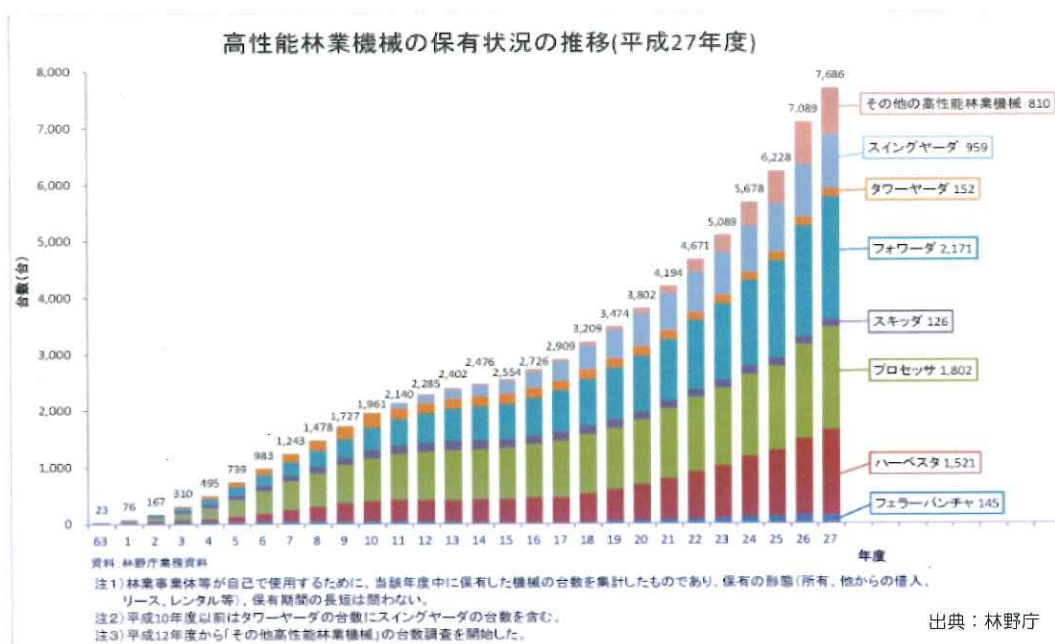
ホームページ <http://www.jaffic.go.jp>



林業・木材産業信用保証

高性能林業機械の導入・更新を お考えの皆様へ

～ 農林漁業信用基金が資金手当のお手伝いをいたします！ ～



近年、全国的に高性能林業機械の導入が飛躍的に進んでいます。また、最新の機械は機能が高度化し、生産性も向上しています。

今後、高性能林業機械を導入または更新し、事業の効率化をお考えの林業者の方へ、農林漁業信用基金が融資機関からの借り入れに対して債務保証を行います。

保証対象者 造林・育林、素材生産等を営む方。

※ 会社にあつては、資本金 1,000 万円以下、または従業員 300 人以下

保証対象資金 ●高性能林業機械の購入に掛かる設備資金（新品・中古問わず）

（例）：ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ、フォワーダ、スキッド、タワーヤード、スウィングヤード、グラップル付木材運搬用トラック、移動式チップー等

※ 機械導入費用の一部を国庫補助金でまかなう場合も、残額の借り入れに対して保証利用が可能です。

●燃料代・修理代・人件費・立木の購入等の運転資金

保証期間 設備資金 15年以内 運転資金 3年以内

保証限度額 組合及び会社については4億円、個人については1億円となります。(注)

貸付利率 融資機関の定める利率

保証料率 0.20~1.80% (注)

連帯保証人 原則1名以上

担保 設備資金については原則として担保（導入林業機械の動産担保等）が必要です。(注)

出資金 農林漁業信用基金の保証をご利用いただくには「出資金」が必要です。
※ 必要出資額は保証額を概ね40~45倍(都道府県で異なる)で除した額



(注) 保証限度額、保証料率、担保は財務内容等により、農林漁業信用基金で決定します。

【林業・木材産業改善資金】

(制度資金のご案内)

高性能林業機械の購入には、都道府県が直接または都道府県指定の金融機関を通じて行う「無利子」の「林業・木材産業改善資金」を利用できる場合があります。同資金を利用する場合は、林業・木材産業改善措置に関する計画の都道府県知事認定が必要です。

実際の借入相談等のお問い合わせについては、各都道府県の「林業金融担当課」またはお近くの取扱金融機関へご相談ください。

資金区分	保証期間	貸付限度額(注1)	借入利率	保証料率	資格要件
設備	最高10年 (特認12年、 15年)	個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円	無利子	0.10% ~ 0.9% (注2)	林業・木材産業改善措置に関する計画

(注1) 木材産業(木材製造業等)の場合は個人、法人、団体問わず1億円

(注2) 利用される方の財務内容等により、農林漁業信用基金が決定します。

●農林漁業信用基金の保証を利用できる金融機関

http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/guide/rin/rin-yuushikikan.pdf

●林業・木材産業(保証利用)の各都道府県における相談窓口

http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/guide/rin/todouhukun-gosoudansaki.pdf



～ 林業・木材産業の発展のために ～

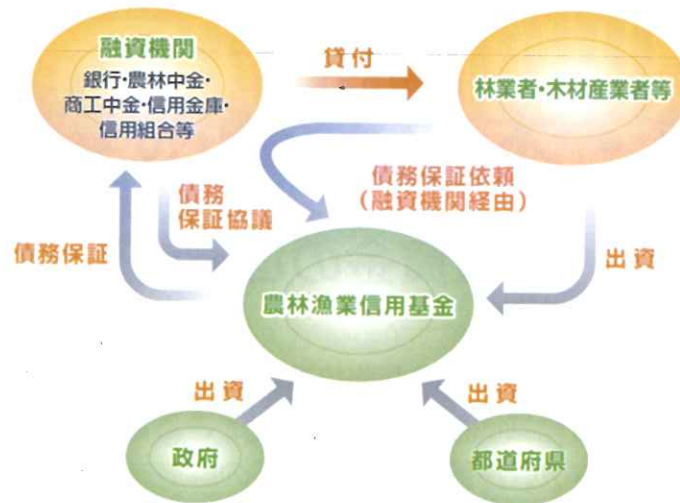
お役に立ちます！ 林業・木材産業信用保証

林業・木材産業専門の信用保証です！融資機関からの借入を円滑に！これまで実績のない方にも安心！事業規模拡大や生産性向上のための設備投資や運転資金の安定化に！

林業・木材産業信用保証とは・・・

林業・木材産業関係者の皆様が融資機関から事業資金を借り入れようとする場合、独立行政法人農林漁業信用基金が債務を保証することにより、円滑かつ有利に借り入れができるようお手伝いする制度です。

信用保証制度のしくみ



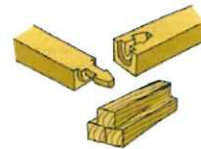
保証の対象となる資金



造林・育林



素材生産



木材・木製品製造



薪炭生産



林業種苗生産



きのこ生産



木材卸売業

*各都道府県の合理化計画の認定が必要となります。

林業・木材産業信用保証の概要

	一般資金	制度資金	
		運転資金	設備資金
ご利用いただける方 (※1)	林業、木材製造業又は林業種苗生産業を営む方、これらの者が構成員となっている中小企業等協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会 等	林業経営基盤強化法に基づく合理化計画又は林業経営改善計画の認定を受けた方	林業・木材産業改善資金助成法に基づく計画の認定を受けた方
資金の用途	造林・育林、素材生産、木材・木製品の製造、林業種苗生産、薪炭生産、きのこ生産	造林・育林、素材生産、木材・木製品の製造、木材の卸売、木材の市場の開設・改良	林業、木材製造業、木材卸売業、木材市場業の経営改善等
保証期間 (最高限度)	運転資金：3年(特認7年) 設備資金：15年	短期1年 長期5年	10年 (特認12、15年)
保証割合	80%(間伐、高品質材生産、新規事業の立ち上げ等に係るものは一定額まで100%)	100%	100%
保証料率 (※2)	年0.2～1.8%	年0.1～0.9% (一部年0.15～1.35%)	年0.1～0.9%
保証額の上限	原則4億円(個人1億円)	同左(認定を受けた計画の範囲)	認定を受けた計画の範囲(※3)

(※1) 会社によっては資本金又は出資総額が1千万円以下又は従業員300人以下、個人によっては従業員300人以下(木材卸売を営む者又は市場開設者は、いずれの場合も従業員100人以下)

(※2) 利用される方の財務内容等により保証料率が異なります。

(※3) 林業分野(個人1.5千万円、会社3千万円、団体5千万円)、木材産業分野(1億円)

【臨時的な資金】期間限定の商品です

東日本大震災復旧等緊急保証	被災された方の復旧・復興等に必要な資金(無担保・別枠)
木材安定供給保証(ウッドサポート5000)	木材の安定供給に関する協定締結者の運転資金(保証料率の軽減等)
素材生産推進保証(ログプロダクツ3000)	素材の安定供給・量的拡大を行う素材生産業者の運転資金(保証料率の特例等)

出資が必要です

保証利用額を都道府県ごとに決められた保証倍率(概ね40～45倍)で除した額を基金に出資いただきます。出資持分の払戻しはできませんが、基金の承認を受けて第三者に譲渡することは可能です。

連帯保証人・担保について

1名以上の連帯保証人が原則必要です(法人は代表者を含む)。

担保は、運転資金では、利用される方の財務内容により必要となることがあり、設備資金では、5年超の借入期間又は土地建物の購入・建設の場合は原則必要です。

詳細は基金ホームページをご覧ください。

林業信用保証

検索

国有林野事業(造林・生産)の請負者の皆様へ

造林や素材生産事業の請負では、契約後の前金払の対象などに制約があること等から、

- 事業に必要な資機材の購入、人件費や燃料費の支払い
- 災害等で事業地に入れないう間の掛かり増し経費
- 事業規模の拡大

等で一時的な資金が必要になった方も居られるのでは。

そのような時に「金融機関から円滑な借り入れができるのか」と心配される方もおありではないでしょうか。

もしもの場合には、当基金が借り入れ金の返済を肩代わりする債務保証を利用すれば金融機関からの融資も受けやすくなります。

資金の用途	借入限度額	保証期間	保証割合	保証料率
造林・素材生産 事業一般	契約金額の範囲内	1年以内	80%	0.20~ 1.80%
間伐事業			100%	

【ポイント】

- 当基金は特別な法律で昭和38年に設置された公的機関で、国や都道府県の出資を受けながら、中小林業者の融資を支援する機関です。
- 金融機関の融資や当基金の債務保証のご利用には一定の審査があります。
- 上記のほかにも色々なタイプの設備資金、運転資金の債務保証があります。

ご相談は、お近くの銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、
当基金の窓口へ、お気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課

住所：東京都千代田区内神田一丁目一番12号(コープビル)

電話：03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)

URL <http://www.jaffic.go.jp>